

平成25年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【2年短縮型】

法律科目試験問題：商法（配点：100点）

注意事項

- 1 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 2 問題冊子は、全部で2ページである。
解答用紙は、全部で8ページである。
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 3 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 4 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 5 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 6 机上に各自の「受験票」と「法科大学院全国統一適性試験受験票」を出しておくこと。
- 7 解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。

(商法)

第1問 以下の問題に答えなさい。

問1 株主総会の決議に瑕疵がある場合、株主総会決議の効力について株主はどのような主張をすることができるか。

問2 株主総会の招集通知について、株主の一部に対する招集もれがあった場合、それ以外の株主はその瑕疵を理由として株主総会決議の効力を争うことができるか。

(配点：50点)

(商法)

第2問

甲社および乙社は、会社法上の大会社でなく、公開会社でない株式会社である。甲社の取締役はAのみであり、乙社の取締役もAのみである。甲社および乙社は、監査役を置いておらず、会計監査人も置いていない。

乙社およびBは、甲社の株主である。Cは、甲社に対して金銭債権を有する債権者である。なお、甲社は種類株式発行会社ではない。

甲社において、剰余金の配当として、分配可能額を越える金銭が支払われた場合、甲社、乙社、A、BおよびCのうち、どの者がどの者に対してどのような請求をすることができるか、説明しなさい。なお、金銭が支払われた時点において、Aは分配可能額を超えることについて知っていたが、Bはこれを知らなかったものとし、その後、BはAから連絡を受けてこれを知ったものとする。

(配点：50点)